

# 岐阜県公報

第 三 千 三 十 四 号  
平成三十一年三月二十六日  
(火曜日)

## 目 次

### 公安委員会規則

交番、駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

(地 域 課) 一八九

### 告 示

総合特別区域法に基づく指定法人の指定

(航空宇宙産業課) 一九〇

### 公 示

岐阜県救急・災害医療情報システムに係る導入・運用業務委託に関する仕様書案に対する意見招請に関する公告

(医療整備課) 一九〇

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

(商業・金融課) 一九〇

公共測量の終了

(用地課) 一九一

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

(都市政策課) 一九二

競争入札に参加する者に必要な資格に関する件

(出納管理課) 一九三

## 公安委員会規則

交番、駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十六日

岐阜県公安委員会

委員長 林

正 子

岐阜県公安委員会規則第三号

交番、駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

規則第四号)の一部を次のように改正する。  
別表二の表岐阜北の部則武同の項中「鷺山東一・二丁目」の下に「鷺山南」を加え、

同表岐阜羽島の部竹鼻同の項中「江吉良町江中一・六・七丁目、江吉良町江西一・三丁目」を「江吉良町江中一〜七丁目、江吉良町江南一・二丁目、江吉良町江西一〜三丁目」に改め、同表高山の部駅前同の項中「高山市昭和町一丁目」を「高山市花里町五丁目」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第百八十九号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十六条第一項に規定する指定法人として次のように指定したので、総合特別区域法施行規則（平成二十三年内閣府令第三十九号）第十七条第十項の規定により告示する。

平成三十一年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	主たる事業所の所在地	指定年月日	指定有効期限
株式会社岩田製作所	関市池尻九二三番地の一	平成三〇・三・二一	平成三二・三・三二

公 示

岐阜県救急・災害医療情報システムに係る導入・運用業務委託に関する仕様書案に対する意見招請に関する公告

岐阜県救急・災害医療情報システムに係る導入・運用業務委託について仕様書案の作成が完了したので、次のとおり仕様書案に対する意見を招請します。

平成三十一年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 調達役務の名称及び数量  
岐阜県救急・災害医療情報システムに係る導入・運用業務委託 一式
- 2 意見書の提出方法等
  - (1) 提出期限 平成31年 4月15日（月）午後5時（郵送の場合は、必着のこと。）
  - (2) 提出先 〒500-8570 岐阜市数田南二丁目1番1号

岐阜県健康福祉部医療整備課医療整備係  
電話 058 272 1111（内線2588）

(3) 提出方法 仕様書案とともに交付する意見招請説明書による。

3 仕様書案の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間 平成31年 3月26日（火）から平成31年 4月9日（火）までの毎日（県の機関の休日を除く。）午前9時から午後5時まで

(2) 交付場所 2の(2)に同じ。

4 意見招請に関する事務を担当する部局 2の(2)に同じ。

5 Summary

(1) Subject of the materials to be put forward for comment:

Entrustment for the Services of Construction and Operation of the Gifu Prefectural Information System for Emergency & Disaster Medical Care

(2) Date and time for the distribution of materials for comment:

Every day from 9:00 a.m. to 5:00 p.m. from 26 March 2019 through 9 April 2019 (excluding weekends and national holidays)

(3) Deadline for the submission of amendments and additions to the materials for comment:

5:00 p.m., 15 April 2019  
(Amendments and additions submitted by mail must be received by 5:00 p.m., 1 April 2019.)

(4) For further information, please contact:

Gifu Medical Institutions Management Division, Department of Health and Welfare, Gifu Prefectural Government  
2-1-1 Yabuta-minami, Gifu City, Gifu Prefecture, 500-8570  
Tel: 058-272-1111 Ext. 2588

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。  
なお、その届出書番号は、平成三十一年三月二十六日から四月四日岐阜県東海工業奨励館兼・金沢商工会館に於て掲載される。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成三十一年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日  
平成三十一年三月十三日
- 二 届出者の氏名又は名称  
株式会社コスモス薬品
- 三 建物の名称及び所在地  
(仮称)ドラッグコスモス本巣北方店  
本巣郡北方町高屋字林浦道北一五五七番一 外
- 四 大規模小売店舗の新設日  
平成三十一年十一月十四日
- 五 大規模小売店舗の概要

店舗面積の合計	駐輪場	位置	縦覧による
	収容台数	二四台	
小売業を行う者	住所	代表者の氏名	株式会社コスモス薬品
	代表者の氏名	代表取締役 横山 英昭	
届出事項	氏名又は名称	概要	株式会社コスモス薬品
	代表者の氏名	代表取締役 横山 英昭	
その他小売業を行う者	住所	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 第一福岡ビルS館四階	
	代表者の氏名	代表取締役 横山 英昭	
店舗面積の合計	駐車場	位置	縦覧による
	収容台数	六七台	
小売業を行う者	住所	代表者の氏名	株式会社コスモス薬品
	代表者の氏名	代表取締役 横山 英昭	
届出事項	氏名又は名称	概要	株式会社コスモス薬品
	代表者の氏名	代表取締役 横山 英昭	
その他小売業を行う者	住所	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 第一福岡ビルS館四階	
	代表者の氏名	代表取締役 横山 英昭	

施設の配置に関する事項	荷さばき施設		廃棄物等の保管施設		小売業を行う者の開店時刻		小売業を行う者の閉店時刻		来客が駐車場を利用することができる時間帯		駐車場の自動車の出入口		荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
	位置	面積	位置	容量	位置	時刻	時刻	時刻	時刻	数	位置		
	縦覧による	三三平方メートル	縦覧による	一三・五立方メートル	午前九時	午後一〇時	午前八時三〇分	午後一〇時	午後一〇時	三箇所	縦覧による	午前六時～午後二一時	

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関  
国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所
- 二 作業種類  
公共測量（修正数値図化及び新規数値図化）
- 三 作業期間  
平成三十年十二月十日から  
平成三十一年二月二十八日まで

四 作業地域

高山市、飛騨市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年三月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所

二 作業種類

公共測量（航空レーザ測量）

三 作業期間

平成三十年十一月五日から  
平成三十一年二月十五日まで

四 作業地域

高山市、飛騨市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年三月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所

二 作業種類

公共測量（水準測量）

三 作業期間

平成三十年十二月十七日から  
平成三十一年一月三十一日まで

四 作業地域

高山市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年三月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量、地形測量、路線測量）

三 作業期間

平成三十年五月三十一日から  
平成三十一年一月三十一日まで

四 作業地域

高山市

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成三十一年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

本巢市

二 調査を行った地域

岐阜県本巢市大字根尾樽見、根尾板所及び根尾市場の一部（樽見）

三 調査を行った期間

平成二十七年年度から平成二十九年度まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県本巢市（大字根尾樽見、根尾板所及び根尾市場の一部）の地籍図

岐阜県本巢市（大字根尾樽見、根尾板所及び根尾市場の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成三十一年三月二十六日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成三十一年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

加茂郡東白川村

二 調査を行った地域

岐阜県加茂郡東白川村大字神土の一部（平）

三 調査を行った期間

平成二十八年度から平成三十年年度まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県加茂郡東白川村（大字神土の一部）の地籍図

岐阜県加茂郡東白川村（大字神土の一部）の地籍簿

五 認証年月日  
平成三十一年三月二十六日

競争入札に参加する者に必要な資格に関する件

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の五第一項及び第六十七條の十一第二項の規定により、平成三十一年度の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格を定めたので、同令第六十七條の五第二項（同令第六十七條の十一第三項において準用する場合を含む。）及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四條の規定により公示します。

平成三十一年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調達をする物品等又は特定役務の種類

- 1 電子計算機器類
- 2 通信機器類
- 3 試験・分析機器類
- 4 被服類
- 5 自動車類
- 6 燃料
- 7 電力
- 8 事務用機器類
- 9 電気機器類
- 10 事務用品類
- 11 航空機部品
- 12 凍結防止剤
- 13 書籍
- 14 交通信号灯器
- 15 建設工事

- 16 その他の陸上運送サービス
  - 17 自動車の保守及び修理のサービス
  - 18 電気通信サービス
  - 19 電子計算機サービス及び関連のサービス
  - 20 出版及び印刷のサービス
  - 21 金属製品、機械及び機器の修理のサービス
  - 22 映画及びビデオテープの制作及び配給のサービス
  - 23 その他
- 二 資格
- 地方自治法施行令第六十七條の五第一項及び第六十七條の十一第二項の規定により定める競争入札に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）は、入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されていることとします。
- 三 名簿への登載
- 名簿への登載を希望する者は、岐阜県会計規則（昭和三十一年岐阜県規則第十九号）第二百六十六條第一項の規定により入札参加資格審査申請書等を知事に提出して、次の要件を満たすかどうかの審査を受けなければなりません。
- 1 県税（個人の県民税、地方消費税及び県が発行する証紙をもって払い込む県税（証紙に代えて現金で納付される県税を含む。）のうち自動車税以外のものを除く。）について未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除く。）がないこと。
  - 2 県内に主たる営業所を有する者にあつては、消費税及び地方消費税について未納の税額（徴収猶予に係るものを除く。）がないこと。
  - 3 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七條の更生手続開始の申立て（同法附則第二條の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）があつた者にあつては、同法第九十九條第一項又は第二百條第一項の規定による更生計画認可の決定（同法附則第二條の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けていること。
  - 4 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一條の再生手続開始の申立てがあつた者にあつては、同法第七十四條第一項又は第七十四條の二第一項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。
  - 5 経営が健全であり、契約の履行が確実であると認められること。
  - 6 建設工事の請負にあつては、次の(1)及び(2)の要件を満たすこと。

- (1) 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八條、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）第二十七條及び雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第七條の各規定による届出（当該届出を行う義務がない者を除く。）を行っていること。
  - (2) 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三條第一項の許可を受けるとともに、同法第二十七條の二十三第一項の規定による経営事項審査を受けていること。
  - 7 測量の請負にあつては、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十五條第一項の登録を受けていること。
  - 8 地質調査の請負にあつては、地質調査業者登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十八号）第二條第一項の登録を受けていること。
  - 9 建設コンサルタントの請負にあつては、建設コンサルタント登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十七号）第二條第一項の登録を受けていること。
  - 10 補償コンサルタントの請負にあつては、補償コンサルタント登録規程（昭和五十九年建設省告示第三百四十一号）第二條第一項の登録を受けていること。
  - 11 建築設計の請負にあつては、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三條第一項の登録を受けていること。
  - 12 建築設備設計の請負にあつては、建築士法第二十三條第一項の登録を受けていること又は知事が建築設備に関する知識及び技能の資格を有すると認め、岐阜県建築設備設計事務所登録を受けていること。
  - 13 第六号から前号に掲げるもののほか、法令の規定による許可、認可、登録等を受けなければならないことができない業に係る請負にあつては、当該許可、認可、登録等を受けていること。
  - 14 森林整備業務の請負にあつては、次の(1)から(4)までのうち、いずれかの資格等を有する技術職員を一名以上通年雇用し、かつ、常勤の技術職員を二名以上又は非常勤の技術職員を五名以上雇用していること。
- (1) 林業技士
- 林業技士養成事業実施要領（昭和五十三年十月六日付け農林水産事務次官通達）又は林業技士養成事業実施要綱により一般社団法人日本森林技術協会が認定した者
- (2) 青年林業士（育成部門又は素材生産部門に限る。）
- 林業後継者育成対策等事業実施要領（昭和五十八年四月四日付け農林水産事務



次官通達) により都道府県知事が認定した者又は岐阜県林業士認定要領により岐阜県知事が認定した者

(3) 基幹林業作業士、林業技能作業士又は林業作業士

林業労働力対策実施要領(昭和四十五年七月三十一日付け林野庁長官通達)、林業担い手育成強化対策実施要領(平成八年五月二十四日付け林野庁長官通達)、林業担い手育成確保対策事業の実施について(平成十年四月八日付け林野庁長官通達)又は強い林業・木材産業づくり交付金実施要領(平成十七年三月三十日付け林野庁長官通達)により都道府県知事又は林業労働力確保支援センターが認定した者

(4) フォレストワーカー、フォレストリーダー又はフォレストマネージャー

林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく資金の貸付け等に関する省令(平成八年農林水産省令第二十五号)に基づき農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者

四 有効期間等

1 有効期間

資格の有効期間は、名簿に登録されている期間です。

名簿への登載は、三の規定による審査の結果三の各号に掲げる全ての要件を満たしていると認められたときになされ、名簿からの抹消は、当該各号に掲げるいずれかの要件を欠いたときになされます。

なお、製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る名簿並びに測量、地質調査、建設コンサルタント、補償コンサルタント、建築設計及び建築設備設計業務の請負に係る名簿については平成三十二年三月三十一日をもって、森林整備業務の請負に係る名簿については平成三十三年三月三十一日をもって、それぞれ失効します。

2 更新

有効期間満了後引き続き資格が必要な場合は、有効期間満了前又は満了と同時に、改めて名簿に登録されなければなりません。

五 建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格の等級区分

二で規定する資格のほか、建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格の等級区分(建設業法第二十七条の二十三第一項の審査の評定に基づき、別に定める基準に従って定められるものをいう。)は、次のとおりです。

1 土木一式工事

予	定	価	格	等級区分
四千万円以上				A
千五百万円以上四千万円未満				B
千五百万円未満				C

2 建築一式工事

予	定	価	格	等級区分
五千万円以上				A
二千五百万円以上五千万円未満				B
二千五百万円未満				C

3 電気工事及び管工事

予	定	価	格	等級区分
二千万円以上				A
六百万円以上二千万円未満				B
六百万円未満				C

六 資格に関する文書の入手方法

資格に関する事務の担当課及び資格に関する文書を入手するためのホームページアドレスは、次のとおりです。

1 建設工事、測量、地質調査、建設コンサルタント、補償コンサルタント、建築設計及び建築設備設計の請負

〒五〇〇 八五七〇 岐阜市藪田南二丁目一番一号

岐阜県県土整備部技術検査課建設業係

電話番号 〇五八 二七二 八五〇四

ホームページアドレス <http://www.pref.gifu.lg.jp/shakai-kiban/kendo/nyusatsu/11656/simeinegai.html>

2 森林整備業務の請負

〒五〇〇 八五七〇 岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県林政部治山課治山係

電話番号 〇五八 二七二 八五二六

ホームページアドレス <http://www.kyoushin.crccr.or.jp/>

3 製造の請負、物件の買入れその他の契約

〒五〇〇 八五七〇 岐阜市藪田南二丁目一番一号

岐阜県出納事務局出納管理課用度係

電話番号 〇五八 二七二 八七一五

ホームページアドレス <http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/nyusatsu/>

[nyusatsu-sanka/11113/index\\_6831.html](http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/nyusatsu/nyusatsu-sanka/11113/index_6831.html)

平成三十一年三月二十六日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三一  
岐阜文芸社